

初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付要綱

制定 平成27年7月9日付第201500052425号

鳥取県農林水産部長通知

最終改正 令和3年3月26日付第202100003361号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、初めての6次産業化バックアップ事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある小規模農林漁業者が行う6次産業化の取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として25日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第9条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があ

ったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の提出)

第10条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は1部とし、提出先は所轄の地方事務所（東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センターとする。）の長とする。ただし、水産分野に係るものについては農林水産部水産振興局長とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月22日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

| 1 補助事業 | 2 事業実施主体 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助上限額 | 6 重要な変更 |
|-------------------|---|---|----------|------------|--|
| 初めての6次産業化バックアップ事業 | 県内の農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織（規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体）で初めて6次産業化に取り組む者（ただし、既に商品販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする） | 6次産業化に係る推進活動及び加工施設・機械整備（ただし、30千円以上のものに限る）等 *ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産（土地代及び建築物）の購入 ・土地基盤の整備 | 2/3 | 40万円 | 1 事業の中止又は廃止 2 事業の内容に本質的な影響を及ぼす備品の変更（3割以上の能力の増減を伴う変更を含む） |

様式第1号（第4条関係）

年度初めての6次産業化バックアップ事業計画書

1 事業実施主体

2 事業の目的

3 事業の内容

| 種目・項目 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|----|----|----|----|
| | | 円 | 円 | |
| | | 合計 | 円 | |

※1 種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

4 事業費の内訳

| 事業種目 | 事業費 | 内訳 | | 備考 |
|------|-----|----|-----|----|
| | | 県費 | その他 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | |

5 収支予算

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | | 備考 |
|-------------|--------|--------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県補助金 その他 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | | 備考 |
|----|--------|--------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | | |

6 事業完了予定年月日

- 7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

8 他の補助金の活用

- (1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

- (2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

- (3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

9 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

10 既存製品の販売額

※既存製品の製造に係る取組の場合に記載すること。

11 添付資料等

- (1) 初めての6次産業化バックアップ事業実施要領（平成28年3月22日付第201600000583号鳥取県農林水産部長通知）の3の（1）の規定に基づく別記様式第1号

- (2) 「組織の規約」、定款及び事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。（農林水産業を営む法人、任意組織等の場合）

- (3) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

- (4) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。

- (5) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。

選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能がなぜ必要なのかを記入する。
なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

別紙 1

| 種 目・項 目 | 補助金を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容 | | | | |
|---------|--|-----------------|--------------|------|-------|
| | 金融機関名 | 融資名 (制度・その他) | 融資を受けようとする金額 | 償還年数 | そ の 他 |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付決定通知

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった初めての6次産業化バックアップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「初めての6次産業化バックアップ事業」とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付要綱（平成27年7月9日付第201500052425号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

様式第3号（第7条関係）

年度初めての6次産業化バックアップ事業実績書

1 事業実施主体

2 事業の目的

3 事業の内容

| 種目・項目 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------|----|----|----|----|
| | | 円 | 円 | |
| | | 合計 | 円 | |

※1 種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 様式第1号（第4条関係）において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあつて、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙2に改めて融資の内容を記載して添付すること。

4 事業費の内訳

| 事業種目 | 事業費 | 内訳 | | 備考 |
|------|-----|----|-----|----|
| | | 県費 | その他 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | |

5 収支予算

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | | 備考 |
|-------------|--------|--------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県補助金 その他 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比 較 増 減 | | 備 考 |
|-----|--------|--------|---------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | | | | | |

6 事業完了年月日

※事業完了年月日は、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

7 添付資料

- (1) 施設の改修等を行う場合で、食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手順がわかる資料。
- (2) 補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。
また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

別紙2

| 種 目・項 目 | 補助金を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容 | | | | |
|---------|--|-----------------|----------|------|-------|
| | 金融機関名 | 融資名 (制度・その他) | 融資を受けた金額 | 償還年数 | そ の 他 |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様

所 在 地
名 称
代表者名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった、初めての6次産業化バックアップ事業費補助金について、初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

- 5 添付資料
 - (1) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額の精算の内訳
 - (2) その他、参考となる資料